

議案第 4 5 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。